

滋賀県土地開発公社の清算終了について

1 概要

- 滋賀県土地開発公社(以下「公社」という。)は、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、昭和48年3月に設立された。前身の財団法人滋賀県開発公社からも含めて、約1,300haの公共用地の先行取得、約700haの工業団地等の造成等を通じて、これまで県勢発展の一翼を担ってきた。
- しかしながら、地価の下落等により、公社本来の役割である公共用地の先行取得の必要性が低下し、所期の役割を果たしたものと考えられること等から、令和6年9月定例会議において、公社の解散につき議決をいただき、主務大臣による公社解散の認可を経て、令和7年3月末に解散したところ。
- 令和7年4月からは清算法人として清算業務を進め、出資者である滋賀県に残余財産を譲渡した後、令和7年9月25日をもって清算終了した。

2 清算業務の経過

令和7年 3月31日	公社解散、清算法人へ移行
同年 9月 1日	残余財産(土地・有価証券)を県に譲渡
同年 9月22日	残余財産(現金)を県に譲渡
同年 9月25日	清算人会にて清算終了を議決、主務大臣へ清算終了の届出

3 残余財産について

下記の残余財産を清算終了日までに本県が全て受領した。

○現金

1,739,520,563 円(出資金 30 百万円含む)

○有価証券

公債 1,430百万円(額面総額)

○土地

財産区分	残余財産	台帳価格※
土地資産	びわこ文化公園都市用地 (面積 約 45.7ha)	約 7 百万円
	竜王岡屋地区 (面積 約 13.1ha)	約 4 百万円
	旧リゲインハウス整備用地 (面積 約 14.5ha)	約 3 百万円
	日野住宅工業団地 (面積 約 0.06ha)	約 0.01 百万円
	びわ細江工業団地(3区画) (面積 約 3.9ha) ※事業用定期借地契約に基づく賃借料:約 12 百万円/年	約 437 百万円

※台帳価格:近傍地の固定資産税評価額を基に算定した資産価格

【参考】 長期未利用地の利活用検討状況

・びわこ文化公園都市用地

大半が保安林や残置森林であり、地形や接道条件等の面からも、従来のような大規模な開発は困難な状況にあるが、民間のディベロッパーや大学等にも相談しながら、利活用の可能性について情報収集をしているところ。

都市近郊の貴重な緑地として適切に管理し、びわこ文化公園や滋賀ダイハツアリーナなどと連携したスポーツ・健康づくりに関連する利活用(散策路、遊歩道等)も視野に、引き続き検討していく。

・竜王岡屋地区

大半が、市街化調整区域の保安林であることから、大規模な開発は困難な状況にあるが、竜王ICに近接し、竜王町総合運動公園に隣接しているという当該地の可能性も踏まえ、竜王町とも連携し、民間による利活用や処分も視野に、引き続き幅広く検討していく。

・旧リゲインハウス整備用地

隣接する東近江市の市有地等と併せて、県と市町の連携による産業用地開発事業候補地の一つとして令和6年度に選定され、分譲の開始に向け、現在、整備に関する取組が進められている。

・日野住宅工業団地

工業団地分譲事業の残地であり、日野町や民間による利活用や処分を視野に、引き続き検討していく。